平成29年第2回笠松町議会定例会会議録(第2号)

平成29年6月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長 2番 古田聖人 副議長 4番 川島功士 議 員 1番 竹 中 光 重 3番 尾関俊治 IJ 5番 田島 清 美 6番 伏 屋 隆 男 IJ 7番 文 雄 IJ 岡田 8番 安田 敏 雄 IJ IJ 9番 船橋 義明 10番 長 野 恒 美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長 広 江 正 明 副 長 川部時文 町 教 奆 長 恭 顯 宮 脇 監 査 委 員 小 林 正 明 務 総 部 長 岩 越 誠 企画環境経済部長 村 井 隆 文

住民福祉部長 服部敦美 建設水道部長 田中幸治 教育文化部長 足立篤隆 会計管理者 兼会計課長 那 波 哲 也 務 課 長 平 岩 総 敬康 企 画 課 長 山内 眀 環境経済課長 伊 藤 博臣 住 民 課 長 赤塚 暢子 福祉子ども課長 花村定行 健康介護課長 今 枝 貴 子 教育文化課長 天 野 富 三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 堀
 仁
 志

 書
 記
 中
 野
 妙
 子

 主
 任
 高
 野
 泰
 嘉

 主
 任
 仙
 石
 直
 城

1. 議事日程(第2号)

平成29年6月13日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長(古田聖人君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長(古田聖人君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番(川島功士君) 皆さん、おはようございます。

本日から、また中川部屋と挨拶運動も始まっておりますので、皆さん、一層の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、発達障害についてということで、大人の発達障がいと児童・生徒の発達 障がい、この2面から質問していきたいと考えております。

平成17年4月1日から施行された発達障害者支援法は、既に12年目を迎えています。その間に、笠松町での児童・生徒に対する支援環境の整備は目を見張るものがあります。教育委員会を初め、福祉部門等の連携も行われてきました。各部門の御努力には感謝する次第ですが、それぞれの保護者の方から見れば、さらなる支援を望まれる思いには十分理解するものであります。

当然のことでありますが、発達障害者支援法以前に児童・生徒であった方は、十分に支援ができていないのも事実です。当町においても、発達障害者支援法が施行後、数年間はほとんど動いていなかったのも事実であります。そういった方々は、既に大人と言われるくくりの中にあります。もちろん大人社会の中では、発達障害についての理解が深まっていないのが現状ではないでしょうか。

私の知り合いの職場にも、注意欠如多動性障害や学習障害ではないかと疑われる方、既に診断は受けてはいるが、実際の就労に関して支援が十分に行われていない等の方がおられます。 さらに、私も参加していますSNSに、診断を受け、自分でも自覚はあるが、どこに相談をすればよいかわからないと書き込んでおられる方もお見えになります。

発達障害者支援法では、国及び地方公共団体の責務として、第3条では、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援、さらに医療、保険、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携のもとに、必要な相談体制の整備を行うものとすると規定されています。

笠松町でも、就労支援のメニューはできてきましたが、既に就労されている方々に対する支援が十分であるとは考えていません。

そこで質問ですが、既に就労されておられる方々に関する実態調査は行われているのでしょうか。実態をどのように把握しておられるのか質問いたします。

支援を行うことが規定されている法の趣旨を踏まえた上で、さらに障害者差別解消法を鑑み、 笠松町としてどのような支援を考えておられるのか、企業に対する周知・協力は、行政として どのように対策を講じていかれるつもりなのか、お考えをお示しください。

また、障害者差別解消法にある行政に対する合理的配慮を求められたことはありますか。合理的配慮に関する周知は、どのように行われているのかお尋ねします。

笠松町での児童・生徒の発達障害に対する支援については目を見張るものがあるとの見解は、さきに述べさせていただきました。障害に対する支援は、一人一人個別の対応が不可欠であるということは言うまでもなく、児童・生徒の場合、その保護者への支援も効果的に行う必要があると考えています。ですが、保護者の方によっては、お子さんへの対応をお願いするとき、職員室、校長室、さらには教育委員会への敷居は非常に高いものではないかと考えています。保護者や児童・生徒が変わっても、担任の先生によって対応が違ったり、窓口の担当者によって変わったりするということはあってはならないことです。そこでの不用意な一言で信頼が失われ、結果的に最も重大な結果をこうむるのは児童・生徒になるということであります。

教育も行政も一人で行っているわけではありません。組織で行っているのです。心配のあるお子さんや保護者が安心していつでも相談でき、的確な対応ができるための組織なのではないでしょうか。ましてや合理的配慮をお願いした場合に、「それはお子さんがクラスメイトに隠している障害をカミングアウトすることになりますが、よろしいですか」などと言われては、信頼どころの話ではありません。その後、何らかの親身になった対応がとられたとしても、その言葉は、保護者にとっては忘れられない事実になると思われます。そんなことを言われてしまう保護者の方や児童・生徒が再びあらわれてしまうことがないよう、組織としての対応を考えていただきたいと思います。

私が製造業をしていた当時、不良が発生し、「当時検査をしていた従業員に熱があり、体調不良でした」と解析レポートを提出したところ、個人の体調やスキルの問題を原因にしてはならない。そういった不良原因をなくすための企業、組織ではないのかということで再提出になりました。改めて組織としての対応を立て直しました。30万個に1個の不良、つまり0.0001%の発生率でも許されませんでした。

障害者の方への対応は、その人の人生そのものを左右する事案です。細心の注意と配慮を組織として行っていかなければならないと考えています。

そこで質問ですが、2016年4月に施行された障害者差別解消法をもとに、相談があった場合、

合理的配慮にはどのような内容で、何件あり、どのような経緯で相談されたかお答えください。 また、岐阜県では、岐阜県立高等学校選抜試験での合理的配慮を行うと松川教育長が答弁されました。発達障害を理由に差別しないとも答弁されました。ことし3月に行われた選抜試験での合理的配慮の内容と件数をお答えください。その内容を知った上で、二町教育委員会として、来年度に向けてどのような対応をとられますか、お答えください。

これからさらに法の周知が進むにつれて、求められる件数も内容もふえていくことが容易に 予測されますが、その点についても一緒にお答えください。

さらに、高等学校での通級教室の整備も検討されています。今後、小学校での通級教室に通 う児童が、進学するにあわせて、中学校での通級教室の整備も必要になってくると考えられま す。これらの整備に関しての考え方や進め方について、教育委員会と行政が一体となって進め ていかなければならないと思います。教育委員会と行政、それぞれの考え方についてお示しく ださい。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(古田聖人君) 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、川島議員さんからの質問にお答えをさせていただきます。

まず大人の発達障害についての中で、実態調査を行ったことはあるか、またこの実態をどのように把握しているかという御質問でありますが、大人になるまで発達障害に気づかずに、大人になってから職場での対人関係等がうまくいかなくなったり、あるいは仕事のミスが続いたりということから、病院で診察をして、発達障害であると診断をされる、いわゆる大人の発達障害については、対象者の把握が困難であることもありますので、町ではまだその実態調査というのは行ったことはありません。また、その実態については、発達障害による精神の障害者手帳の取得のときや障害福祉サービス利用相談などから、把握は行っております。

次に、この発達障害について、どのような支援を考えているのか、また企業等に対する周知や協力をどのように対応するのかという御質問でありますが、町が大人の発達障害の方とかかわる機会としては、精神の障害者手帳の申請時や離職等によって生活困窮となったときなど、本人の家族などから相談されるときが考えられますが、そのようなときには、まず本人の悩みをしっかり聞いて、また親身になって相談に乗り、その相談内容によって適切な障害福祉サービスや専門機関である発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センター、そしてまたハローワークなどにつなげてまいります。

また、これらの機関では、専門支援員などが発達障害の方の就業や日常生活上の相談や助言を行うだけではなくて、障害者を雇用する企業に対しても雇用管理の助言なども行っておりますので、今後、企業に対する周知についても、これらの機関と連携を図り、対応してまいりた

いと思っております。また、役場や専門機関などの相談窓口について、定期的に町の広報紙などへ掲載するなどして周知に努めてまいりたいと思います。

次に、大人の発達障害の中で、行政に対して合理的配慮を求められたことはあるのかという 御質問と、その周知はどのように行っているのかということでありますが、町では、この平成 28年2月に、障害のある人への対応マニュアルを作成させていただいて、全職員を対象とした 研修会を実施して、日々、障害の方に対して親切丁寧な対応に努めております。

今までに日常窓口業務の中で行った合理的配慮としては、聴覚障害者の方には、筆談。視覚 障害者、知的障害者の方には、書類の署名部分以外の代筆などの対応を行っております。

また、合理的配慮の周知としましては、各公共施設にパンフレットを配置しておりますが、 今後より一層周知するためにも、全ての窓口にポスターの掲示や案内表示をするなどして、障 害の方が合理的配慮を求めやすい環境整備に努めてまいります。

次に、中学校での通級教室の設置の考え方や行政・教育と一体となった方向性についての御質問でありますが、この通級指導教室は、ふだんは通常の学級に在籍する児童・生徒に、必要に応じて、障害の特性に応じた個別の指導を行う教室でありますが、この発達障害のある児童・生徒への支援として、極めて有効な学びの場であると認識をしております。

また、通級指導教室の設置については、学校の指導体制や児童・生徒の実態、そしてまた地域の実情を踏まえて、二町教育委員会が岐阜県教育委員会に要請をし、教職員の配置を受けて二町教育委員会が開設するものであり、本町では、笠松小学校に言語障害と学習障害等の通級教室を1教室ずつ設置している状況であります。

今後、この通級による指導を希望する中学生が増加するなど、中学校での通級指導教室の設置が認められた場合には、早期に教室の改修等を行って、町として受け入れ体制を万全にしていきたいと考えております。

〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。

〇教育長(宮脇恭顯君) 児童・生徒の発達障害についてお答えをいたします。

まず、平成28年4月の障害者差別解消法施行により、文部科学省が対応指針をまとめ、それにより合理的配慮が義務づけられ、さまざまな支援や配慮が求められております。平成24年度の文部科学省の調査によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、学習面または行動面で著しい困難を示す児童・生徒が約6.5%いるとされておりまして、教育委員会におきましても、その方針と重点の中で、通常の学級における配慮が必要な児童・生徒への指導援助の充実を各小・中学校に示しているところでございます。

1番目の質問、児童・生徒からどのような合理的配慮が求められ、行っているのかについて でございますが、障害種別に応じて適切な教育環境の整備についてのさまざまな合理的配慮が 求められており、個々の事例についての答弁は差し控えたいと思いますが、本人や保護者との 合意形成を大切にしながら対応しているところでございます。

次に、この3月の高等学校の受験に際しての合理的配慮に対する質問でございますが、昨年度からでございますので、この春、受験をした生徒からでございますが、障害などにより受験上の配慮を希望する場合については、可能な限り、平成29年1月末までに在学中学校長を通して出願しようとする高等学校長に申し出る。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受験上の配慮をすることができると、出願に際して配慮されておりました。

羽島郡二町教育委員会では、該当する事例はありませんでした。また、県へ申し出のあった 受験上の配慮については、具体的には公表されておりません。平成30年度の要項も同様の対応 でございますが、加えられたのが受験上の配慮申請書の様式を整えておりまして、これを中学 校長が高等学校へ提出することが加えられております。保護者や生徒への周知を今後徹底して まいりたいと考えております。

3つ目の中学校の通級指導教室設置の考え方と、行政・教育と一体となった方向性について お答えをいたします。

このことについては、例年、岐阜県教育委員会教職員課より通級指導教室の新設・継続・増 級の認可基準等が示されており、それに基づいて通級指導教室が設置されます。

まず対象は、通常の学級での学習におおむね参加でき、つまり通常の学級に在籍しているというのが前提であります。その中で、一部特別な指導を必要とする程度の児童とされておりまして、障害に応じて、原則として10人の児童で1教室を設置し、1週間の指導時間が約24時間に及ぶ場合に、通級指導に係る教員を1人配置する、こういうふうにされております。

羽島郡二町教育委員会といたしましても、保護者の意向を十分に踏まえて、児童・生徒にとって最も適した支援が受けられるよう、中学校の通級指導のあり方も含め、幼・保・小・中、県及び町の発達支援センター専門員等、幅広く委員を委嘱して、町とも連携し、通級指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 答弁ありがとうございます。

それでは、まず順番に1つずつ再質問をさせていただきたいと思いますが、まず大人の発達障害についての最初の質問についての再質問になりますけれども、5月の最終週でしたか、NHKでは、発達障害プロジェクトということで、1週間に5番組ぐらいをNHK、Eテレ、総合テレビを含めて特集されました。NHKのホームページ上でも、発達障害についてのプロジェクトの専門ページを作成して、放送と同時にそのホームページも公開されるようになっております。

大手検索サーチの窓口に発達障害と検索ワードを入れると、一番上に大人の発達障害という

のが出てくるぐらいになってきましたということで、なかなか実態調査を行っていない、行えない、非常にやりにくいというのは非常によくわかりますが、そうすると自分もそうかわからないですよね。自分がそうであるかどうかというのは、もう子供のときに診断を受けていないと、大人になってからでは、よほどのことがない限り、自分でなかなか病院に行ったり、そういう相談窓口へ行ったりすることがないという方々に対して、例えば相談窓口というか、企業側に働きかけていただいて。この間、かみなりくんの開所式に行ってきたんですね。議長代理で参加させていただいたんですけれども、そこのかみなりくんのところに「大人の発達障害」という冊子が置いてありました。これは製薬会社が作成したものなんですけれども、どういうような症状というか、どういうようなことで、どんな内容なのかということと、自己セルフチェックができるようなものがあります。インターネットで検索しても、すぐこういうセルフチェックみたいなものは出てきます。こういったものを、例えば商工会などを通じて、企業側に対して、こういう事例はおたくにはありませんか、相談がありましたらここへ来てくださいよというようなことを周知するということは考えられませんか。

〇議長(古田聖人君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 今、初めに答弁させていただいたように、企業とか事業所等にいろいろ働きかけることは大事なことだと思います。それと同時に、大人の発達障害というのは、自分でも気づかないときが多分あるくらいのことで、いわゆる学習の面においても、知的な面においても優秀な子もいっぱいおりますから、社会へ出てから、いろんなコミュニケーションやいろんな状況の中で気づくことが出てくることであると思いますから、なかなか我々が調査をしたり、対応してわかるものではないことだと思います。

また、障害というのは、それぞれ一人一人違う状況ですから、そういうような面では、本人がやはり対応して、病院等で診察を受けることでなければ、それが本当に発達障害で、どういう状況なのかということがわかりにくい状況であることは事実だと思います。

企業や事業所に周知をして、そこから出てくるのが、本当に本人にとって、あるいは企業に とってもいいことであれば、どんどんこれは対応しなければならないと思いますから、対応す る方法、手段等については、もう少しそういうような例も考えながら対応を進めていきたいと は思っております。

[4番議員挙手]

〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

実際に介護施設で働いてみえる発達障害の方がお見えになります。町内の事業所で働いてみえる方ですが、注意欠如の方と、それとLD(学習障害)の方とそれぞれお見えになります。 片方の方は診断を受けていらっしゃいますが、片方の方は診断を受けていない。見る人が見る と、やっぱりそうじゃないかという非常に無礼な思いで見ているという状態なんですね。

介護施設なので、例えば御老人の利用者さんが何かを言ったときに、突然キレてしまって、 わけのわからない対応をとってしまうということが多々ある。だけど、それを見ている職場の 仲間たちは、それが理解できないということがある。

もう一つは、例えば学習障害の方ですと、毎日、日報を書くが、その日報が全く文章になっていないので、誰かが全部書き直さなければならないけど、なぜそうなのかということを周りの方が理解できない。

ということは、こういうことがあったら、そうかもしれませんので、こういう方に相談に行くようにお勧めしてくださいということ、あなたの職場はこういうところのほうがいいですよ、そして、みんなで一緒に働いていきましょう、その実態をわかった上で、みんなで仕事をシェアしていきましょうということをお願いしていくように、行政側としてはしなくてはいけないと思うんですが、その点についてはいかがですか。

〇議長(古田聖人君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 今お話があったように、この発達障害というのは病気ではないですので、生まれつきのいろいろな特性から来ている部分であります。そういう意味で、企業や事業所が本当にまずこの発達障害のことについて理解をしていただいて、その上で今あったような事例を理解した上で対応しないと、その態度や言葉によって本人を傷つけることが多々出てくることであります。そういうことも踏まえて、我々の行政の中でどこまでそういう指導ができるかはわかりませんが、機会があるごとに、そういうことに対して啓蒙していくことは我々の仕事ではないかと思いますので、対応を考えてみたいと思っています。

[4番議員挙手]

〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) ありがとうございます。

とりあえずは、まずそういうことを企業の方々に、雇用者の方に理解していただくというと ころがまずスタートであるのは、もう既に遅いとは思いますが、そこからやらなければならな いというのは十分理解できますので、ぜひそういった方向で進めていっていただきたいと思い ます。

あともう一つ、合理的配慮についてでございますけれども、障害者差別解消法に従って、障害のある方への対応マニュアルというのを、笠松町は、この辺の自治体ではいち早く作成していただいて、対応をとっていただいているということは大変ありがたいことだと思います。法の趣旨を真摯に受けとめていただいているというふうに思って、感謝いたしておりますけれども、先ほど言われましたように、公共施設にパンフレットを設置しておりますというふうにあります。私が窓口で見せていただいたら、これのことだと思うんですね。内閣府が出した「合

理的配慮を知っていますか」というこのパンフレット。中身は非常にわかりやすくて、本当に 小学生でもわかりやすく書いてあって、絵も多くて、全部振り仮名もあってということで、法 の趣旨にのっとったパンフレットになっているなあとは思うんです。

僕が見つけたのは、1階の福祉のところの窓口1カ所だけしか見ていないんですけれども、 各公共施設というのは、どこにどういうふうに置いてあるんですか。

- 〇議長(古田聖人君) 服部住民福祉部長。
- 〇住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

先ほどのパンフレットですけれども、役場と、あとは中央公民館や松枝公民館、下羽栗会館、 それから福祉健康センターに置いてあります。

[4番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

各公共施設ということですので、いわゆる重立ったところにしか置いていないということだ と思います。

それと、これについて、相談、合理的配慮の内容についてとありますね。合理的配慮サーチといって検索すると、自分にとって何を求めたらいいのかということも、非常にわかりやすく 丁寧に検索結果としてウエブ上に表示されてきます。

もう一つ問題なのは、各窓口全部に置いてもらいたいというふうに思うのと、それとこの一番後ろのところに、困ったときはということで、障害のある人は、不当な差別、取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口に相談してくださいと書いてあるんですね。書いてあるんですが、ここの部分にどこに行くかというのが何も表示されていないんですね。そうすると、書いてあるんだけど、一体どこなんだということになったときに、じゃあ笠松町としてはどこなんですかということをここに明示できますか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) このことについては対応できると思いますが、先ほども答弁でお答えしたように、今言われたこのパンフレットだけでは不十分なわけであります。ですから、もう少し大きな感じで、ポスターのような、目にすぐ入るようなことを対応しないと、なかなかこれが置いてあるからといって、障害者の方が来て、見たり、気づいたりというのは、これはやっぱりないと困りますけど、なかなか確率が少ないだろうと思います。

そういう意味で、先ほどお答えしたように、やはりもう少し大きなもので、誰もが見えるような感じで、そういう案内やポスターというのは、これは役場や今置いてある施設と同時に、 特に出入りが多い役場の中では、それぞれの部署の窓口でわかるような対応をしていきたいと 思って、今進めておるところであります。

[4番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

ポスターも一緒なんですけれども、じゃあそのポスターにも、一体ここのまちではどこが窓口なのかということをきちっと明示していただかないと。じゃあ笠松町はどこへ行ったらいいのかというのが、合理的配慮はわかったけれども、具体的に笠松町はどこがやっているんだということ、役場の何階のどこということをきちっと書いていただかないと、なかなか障害福祉担当と言われても、それどこにあるのという話になってしまいます。ぜひそれも同時にやっていただきたいと思いますが、よろしいですか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) おっしゃるとおり、それは当然のことだと思いますから、それはやっていくと思います。私どもとしては、今お答えした対応をしていきたいと同時に、今までそういうような合理的配慮が求められたかといえば、それは具体的に言われたわけではないんですが、やはり聴覚障害のある方がお見えになったときには、筆談やいろんなことで対応をするなど、求められなくても、そういう方が見えたときには対応できる、そういうマニュアルをつくって進めている中で今まで進んできましたから、そういうことに関しては、全職員がもっともっとそういう理解をしながら対応することを心がけていきたいと思っています。当然今のことに関しても、そういう対応はできると思っています。

[4番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

とりあえず前向きな回答と受けとめさせていただいて、いわゆる筆談などの方法で、見にくいであったり、聞こえにくいであったりという、いわゆる今までずっと対応してきた障害とは違う発達障害上のほうにも目を向けていただいて、これからはそういうこともより細かく丁寧に対応していっていただきたいと思います。

あと、児童・生徒のほうなんですけれども、これから先、ふえていくということがあるということとか、教育委員会としての考え方というのは、昨日、教育長さんと非常に長い時間おつき合いいただいて、お話し合いをさせていただいたので、それぞれの気持ちというのはわかっていただいていると思います。もしそういう状態になってくれば、今まで小学校での通級教室を2年連続でふやしていただいたときでも、非常に手厚い予算配分をしていただいたので、当町においては、そういうことをきちっとやっていただけるものと信じておりますので、その辺については、殊さらながら言う必要はないと思っています。高等学校における合理的配慮につ

いては公表されていないということだったので、それ以上のことはここで明言することは差し控えますが、具体的には事例があったというふうに私は聞いておりますので、要は、具体的な内容はともかくとして、そういう対応があって、しかもそれを行ったかどうかというのは、そういうお子さんを持つ保護者にとって、そういうことが全くわからない状態なのか、実際に行われたかどうかということがわかるかわからないかというのは、その先の希望やともしびになると思うんです。公表されませんでした、知りませんでした、わかりませんでしたでは、そこに対応するお子さんをお持ちの保護者にとっては、じゃあその先は真っ暗なのか、光があるのかどうかすらわからない状態で、保護者の方の精神安定上、非常によくないと思うんですが、そのことについて、教育長はどのようにお考えですか。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 昨日、県の教育委員会にも直接お尋ねをしましたが、配慮はされているという事実はありますが、具体的な事例については、個人情報もあって、私どもに御連絡いただくことは控えるという発言でございました。

私の考えますのは、受験上の配慮というのが入学試験の要項の中にきちんとうたわれているという事実がありますし、もう既に平成30年度の入学試験の募集要項が出ておりまして、そこにはさらに、先ほどお話ししましたように、受験上の配慮申請書を中学校の校長が提出することが加えられておりますので、申請を出すに当たって、保護者、それから生徒、それから学校とがきちんとその書面を整えて高等学校に提出したことに関して配慮がなされないということは、私はないと思っていますし、さらに新たな配慮が加えられたことから見ても、一層の配慮をするという県の姿勢だと理解をしております。

[4番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) 私も昨年度、岐阜県教育委員会の出前講座で、高等学校の選抜試験についてどのような配慮を行うかということを教育委員会の方から直接聞いてきました。そういうきちんとした書面が整えられており、学校長と保護者がきちんと対応して、教育委員会を通じて高等学校、そして県の教育委員会と話し合って決めていくということも十分存じ上げております。しかし、そういうシステムはでき上がったのですが、きちんとそういうことを掘り起こしていく中学校側の体制がとれているのかどうかというのが非常に不安に思うのであります。先生個人個人のスキルの差が非常に大きく、もちろん先ほど教育長も町長もおっしゃったように、一人一人非常に障害の差というのが大きくて、一人一人本当に個別に対応しなければならないことが多いので、大変なことにはなるんですけれども、学校現場として、そういうシステムがきちんとでき上がっているのかどうかについてお答えください。
- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) 学校や教育委員会が障害者差別解消法にいう障害を理由とする差別はもちろんのこと、合理的配慮の不提供の禁止も含めまして拒んでいるということは一切ありませんし、いわゆる建設的な対話のもとで配慮をしているつもりでございます。法の整備の趣旨に対する全ての保護者の理解であったり、教職員の理解等、十分な研修というのが行われず、御迷惑をかけたことがあったかもしれません。が、二町教育委員会といたしましては、法が整備される以前から、例えば郡内で車椅子で登校する生徒に対して、エレベーターを準備しております。それから、教室や体育館の入り口のバリアフリーもやっております。それから、トイレ等の学校の施設の改修、こういったものも合理的配慮のもとで行っておりますし、さらにはテストに関して、教員免許を持った支援員が読み上げをするなど、一人一人に対する十分な配慮というのを行っているつもりでございます。

したがいまして、その高等学校の入学試験に関する配慮につきましても、今後、保護者と、 先ほど議員が繰り返してお話ししてくださいましたが、まだ子供は、みずから自分の合理的配 慮を求められるという精神的な年齢ではございませんので、これは本人の人としての尊厳、そ れから人として平等に生きること、これを大前提にして配慮していくつもりでございます。

〔4番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- **〇4番(川島功士君)** ありがとうございます。

大変難しい問題で、小・中学校の児童・生徒に対して、みずから合理的配慮を求めるという のは非常に困難であることは十分理解しているのは、きのうお話ししたとおりでございます。

ですが、まず保護者の方にこの法の趣旨をきちっと理解していただいて、学校側はそれについてきちっと相談に乗っていけるというシステムのようなもの、誰もがわかって、そこへ行けば何とかなる、話し合いができるという目に見える形での窓口の設置、導入の仕方というのを検討、明示していただきたいと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 事実としてそういうことがあったとすれば、大変申しわけないことだと思っていますが、私どもとしては、その入学への配慮より前に、既に幼稚園や保育園、それからそのほか私立のいろんな施設がございますが、そこに幼児が入園している段階から、本人が障害があるということを十分我々が理解し、保護者と学校と、それから専門員を含めた教育支援委員会で十分検討して、小学校1年生から中学校3年生まで継続的な指導・援助をしているということを前提に考えれば、入学試験に対する合理的配慮というのは当然行われるものでございますし、それから教員の不理解ということも存在しないわけでございまして、いわゆる子供が幼少期からの発達支援に関する地域と学校、それから行政と一緒になった指導について、これから一層充実を図ってまいりたいと考えています。

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

その点は十分理解しているつもりでございます。先ほども質問書の中で申し上げましたように、そういう特別支援計画がきちんと立てられて、幼児の段階からそういうものがつくられ、高校へ入っていくまでの間、ずっと年を追うごとにそれを積み重ねていくというシステムをつくっていただいたということは理解しておりますが、一番最初の段階からそういうものをつくっていただいているというのは、多分、今、小学校の1年生、2年生、3年生ぐらいの方が最初ではなかったかなあというふうに思います。そのあと中学校3年生までの間の子というのは、途中からそういうものができてきたということで、まだその網にひっかかっていないお子さんもたくさんお見えになるのではないかというふうに理解しておりますので、より一層の細かい配慮をしていただきたいというふうにお願いをして、同じ悲しい思いをするお子さんや親御さんがふえていかないようにしていただきたいと。未来に希望を持って生きていけるような、そういうシステムであってほしいと思います。

先ほど言われましたように、乳幼児の段階でどうピックアップしていくかというのが一番の重要なポイントになっていくと思います。乳幼児の段階できちっとピックアップして、例えば言葉の教室につなげて、それで1年生に入るときにきちんと対応をとって、通級に行くなり何なりということできちっと対応していけば、その発達支援計画の中で、その文書をきちっと中学を卒業するまで送っていける。送っていくことによって、高等学校へ入学する際の試験の配慮を受けることができるし、その時点になったときに、高等学校に通級教室があった場合に、そういうところへ通えるようになるという前提になっていくわけですね。ということであると、今、年中さんでやっていただいているピックアップであったり、月例健診であったりということも、もちろんこれからどんどんやっていってほしいんですけも、例えばお子さんがおなかにできた時点で、例えばこういう子が生まれる可能性がありますが、当町はこれだけの支援のメニューを用意しておりますので、心配があったら、すぐ来てくださいよというような御案内はされていますか。

それともう一つ、保育所において、合理的配慮というのは、どのようなことがあったかお知らせください。

- 〇議長(古田聖人君) 服部住民福祉部長。
- 〇住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

まず妊娠されたときに、今、母子手帳のほうですが、保健師が必ず面接をしまして、母子手帳を交付しております。そのときにいろんなアンケートというか、妊婦さんとお話をさせていただく中で、いろんな心配事、今現在、妊娠中の心配事もあるかと思いますし、これから先、

お子さんが生まれてからの心配、育児の心配等あると思いますので、個別でゆっくりお話をしながら、何か心配があったら、すぐまた相談に来てくださいねという形でお話しさせていただいております。

あと、保育所のほうにつきましては、合理的配慮がどのようにということですが、保育所では、日常の保育の中で、例えば目から入る情報や刺激にすぐ反応してしまい、集中することがなかなか苦手なお子さんがいらっしゃいます。そういう場合ですと、集中して保育を受けられるように、壁をちょっと整理整頓しまして、いろんな余分なものがないように環境を整えたりとか、あとお子さんの並び方や動線をわかりやすくするように、床にカラーテープを張ったりだとか、また集団遊びのルールなどを口頭で言ってもなかなかわからないので、絵を使って説明するなど視覚的な支援を行ったりということをしております。

これらの対応につきましては、平成27年度から、保育所での療育支援体制整備ということで、 職員研修を町と保育所と一緒になってやっております。以上です。

〔4番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 4番 川島議員。
- ○4番(川島功士君) ありがとうございます。

保育所においても合理的配慮が、そういう言葉でもって表現されているかどうかというのは別にして、非常に気を使って指導をしていただいているというのは、日常から保育所にはよくお邪魔させていただき、所長さんからも直接お話もよく聞いていますので、その辺は理解しているつもりではあります。要するに、その時点できちんとそういうレールに乗せてあげられることができるかどうかということが、その人が最終的に大人になったときに自立できるかどうかということにかかっていくというふうに僕はかたく信じております。ですので、そういうきちっとしたレールに乗せてあげて、きちんとした支援をすることによって、自立する大人になっていただくような施策をとっていっていただきたいというふうにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(古田聖人君) この際、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分 再開 午前11時04分

○議長(古田聖人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 伏屋隆男議員の質問を許します。

○6番(伏屋隆男君) 議長の許可いただきましましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は2つでありますが、粗大ごみ持ち去り対策についてと職員の確保について

の2点であります。

最初に、粗大ごみ持ち去り対策について質問させていただきます。

笠松町では、不要になったごみを種類別に無料で回収する行政サービスを長年にわたって行っており、町民にとって大変ありがたいと思われております。しかし、数年前から、粗大ごみ、特に金物瓦れき収集において、笠松町指定業者以外の業者がどこから収集日の情報を得たのかはわかりませんが、午前8時前に来て、金目の物だけ持ち去っていく状況が今日でも続いております。

以前、この件に関し、私もこの対策について提案しましたが、他の議員からも同様の意見が述べられております。それは、町指定業者以外の業者であることから、持ち去りに対して注意をすると、棒を振り回したり、けんかになる寸前まで抵抗するなどで、私の町内では、ごみ減量推進委員の方が注意をし、カメラで写真を撮るポーズをしたところ、車にひかれそうになったということがあり、非常に危険であります。

こうしたことから、町では、その対策として、移動式の防犯カメラを数台購入して、町内会に貸し出しをすることを行っておりますが、防犯カメラに映った画像で持ち去りを確認しても、今の法律では対処することはできません。それは、不用品を家庭から出して、集積所に置いた瞬間から、所有権がどこにもないことになり、町指定業者以外の業者が持ち去っても罪に問うことができないからであります。

ところが、最近では、こうした事案に独自の条例を制定して対処している自治体がふえてき ていると聞きました。

そこで、町長にお尋ねします。

最初に、金物収集した町指定業者が他の専門業者へ販売して、代金を得ておると思いますが、 その代金は町指定業者の利益になるのか、笠松町に収入されるのか、そのシステムをまずもっ て教えてください。

次に、持ち去り防止や傷害事件防止のための防犯カメラを設置したとされておりますが、その効果はどうだったのかお答えください。

次に、私が以前、持ち去りに対処する条例を制定すべきと提案しましたが、その当時は、他の自治体にそうした例がなく、参考にできなかったこともあり、今日に至っておりますが、先ほど申しましたように、他の自治体も条例化が進んでいるようですので、笠松町でも早期に制定していただきたいと思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、職員の確保についてであります。

平成の合併協議において、最終的には町民の判断で単独行政を選択しましたが、同時に行財 政改革にも着手し、議会も14名の議員を10名にし、200人ほどいた職員も減らす方向で検討さ れました。時を同じくして、厚生労働省から公立保育園には助成金を出さないとされ、町立保 育園を民営化することにして、職員数も大幅に減らすことになりました。

一方で、国・県の規制緩和や地方創生事業推進及び少子・高齢化による人口減少対策など、 以前に比べて仕事量がふえているように思われます。

こうした中、職員の中には、産後休暇や育児休暇、介護休暇、病気休暇をとる者もおり、全員で仕事を消化している状況ではありません。また、議員が笠松町の活性化や魅力向上のために、一般質問等で種々の提案を行っておりますが、財政的に困難なこともありますが、人的要因で行えないこともあると思います。

今、笠松町には、「笠松町嘱託員取扱要綱」及び「笠松町臨時雇用職員の雇用、労働条件に関する要綱」があり、不足する人員を確保しております。嘱託員は8名、臨時雇用職員は110名ほどいると聞きましたが、これは、今現在の仕事を消化するために精いっぱいの人数だと思います。そうかといって、新人職員を大幅に採用すれば、将来的に財政困難に陥ることになりかねないと思われます。

こうした状況の中、財政面からも職員確保は厳しいものがありますが、国では、民間企業に対して定年延長を促しており、既に大手企業の中には、定年制を廃止したところもあります。 多くの企業や地方自治体も同様、60歳定年としておりますが、体力・能力・気力の面から、60歳を過ぎてもまだまだ働けると思います。そして、高齢者の定義も65歳から75歳に引き上げることも検討されており、私自身も66歳ですが、高齢者という意識はありません。

こうした背景には、年金支給を少しでもおくらせようとする政策が見えてとれます。今、年金支給が、町の職員も、民間企業もそうなんですけれども、60歳ではなく、ことし退職した人は62歳で年金が支給され、昭和32年から昭和35年までに生まれた者は63歳、昭和36年以降に生まれた者は65歳にならないと年金が支給されないということを聞きました。

そこで町長にお尋ねします。

将来的に現行60歳定年制を延長することも視野に入れながら、当面は定年を迎える職員を嘱託職員として採用し、新人職員の指導や人口減少対策事業に従事して、笠松町が全国から注目を浴びる輝くまちづくりを目指していただきたいと思いますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、粗大ごみの持ち去り対策についての御指摘でありますが、指定業者が金物類を 専門業者へ販売する利益の取り扱い等についてのお話でありますが、現在、この金物瓦れき類 の処理については、収集運搬、中間処理、そして処分と、この3つの工程に分けて委託契約を させていただいています。その中で中間処理を実施する際のこの金物瓦れき、あるいは燃える 大型ごみの選別作業において、金属リサイクルが可能なものについては、これは受託業者が金 属リサイクル業に持ち込んで、一定額の販売代金を得ていることは承知をしておりますが、そ の売却益については町の収入とはなっておりません。

次に、防犯カメラ設置の効果についてでありますが、御質問の防犯カメラにつきましては、 不法投棄や持ち去りの抑止を目的として、平成26年度から希望する町内会の皆さんに貸し出し をさせていただいて実施をしておりますが、この制度の開始以降、平成29年5月末までにおい て32件の利用がありましたが、そのうち29件が、不法投棄の抑止の目的で借りていただいて、 他の3件が持ち去り対策として御利用いただいているようであります。この防犯カメラを御利 用いただいた町内会からの御意見としましては、カメラの設置期間中は一定の効果があったと いうことを伺っております。

そして次に、持ち去り禁止に対処した条例の制定についての考え方はということでありますが、この持ち去り禁止に対処した条例については、これは御質問にもあったんですが、県内では42市町村のうち、今14の市町村が既存の廃棄物の処理及び清掃に関する条例に持ち去り禁止の条項を追加して対応している状況であります。その目的としましては、これは中間処理業務で発生する金属のリサイクル等による売却収益を歳入するために、この資源物の所有権を明確にする理由もあると伺っております。

また、その効果につきましては、減少している事例もありますし、施行当初は一定の効果は あるが、また持ち去りが増加していく等の事例が報告されている部分もあり、効果はそれぞれ さまざまな状況でもあります。

議員が言われたとおり、他の議員の皆さんからも、この持ち去り事案に対する御質問をいただいておるんですが、その対応状況としましては、この一般廃棄物の処理基本計画に基づいて、家庭や事業所から排出される燃える大型ごみや金物瓦れきを含む全ての一般廃棄物の排出や収集方法等について、今検討しておりますので、その中でこの持ち去り禁止に対処した条例の効果も含めて、総合的に検証しながら、持ち去り事案に対応してまいりたいと考えております。

次に、職員の定年退職者を嘱託員として採用する考えについての御質問でありますが、これ は以前より、意欲と能力のある退職職員に対しては、人材を必要とする関係団体などの働く場 を提供しながら、退職後の道を開いてきたところであります。

平成25年度からの年金制度改革によって、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴って、国家公務員に準じて、無収入期間を発生させずに雇用と年金の接続が図られるように、希望する全ての定年退職職員を嘱託職員や臨時職員として再雇用するなど、就労の場を提供してきました。これら再雇用の職員配属の際には、働く場が依然と同様な部署では、退職前と上下関係が逆転することもあり、意識の切りかえが必要なことなど

を配慮しながら、でき得る限りそうした影響が出にくい部署を選定してきたところであります。 しかしながら、特にここ数年は、育児休業を初めとする休暇や、あるいは自己都合による退職などで、適正な定員管理が難しい状況であることも否めません。

こうした状況から、再雇用職員が新人の指導や、あるいは人口減少対策事業などに携わることは、これら豊富な知識と経験を有する職員の有効的な活用方法であるとも考えております。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますが、まず粗大ごみの持ち去り対策についてでありますけれども、先ほどのお話で、収集したときの中間処理で出てくる金物の売却益が、その収集した町の指定業者のほうに入るというお話でございますけれども、そうしますと、今の状況からいうと、金物の中で金目のものだけ指定業者以外の者が持っていくわけですね。そうすると、町の指定業者は、利益がそれだけ分減っていくわけですね、現実的に。今、条例もないし、その対策も防犯カメラだけしか対応策がないわけなんですけれども、そうしますと、町の指定業者の利益が減っていくということが現実にあると思うんです。それを町が業者を委託契約で指定をしているわけですので、その業者を守っていくというのも契約の段階では必要ではないかなあというふうに思いますが、その辺について、町長はどう考えてみえますか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 先ほど申し上げましたように、収集運搬や、中間処理、処分の3つに分けた委託契約の中で、私どもは、正当な委託契約の中できちっと業者の方もお守りしながら対応してやっている。金物瓦れきを分別して、それを売って収入にすることは、我々が委託している事業の中で、その分を含んでいるわけではありませんから、そのことによって委託業者の収入が減るとかふえるとかいうことではないことでありますので、そういう点では、今言われたように、そのことによって収入や歳入が減ることではないと思っていますから、それは問題ないと思っています。

[6番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) 問題ではないと言われるんですけれども、業者にしてみれば、当然ながら置いてあるものを全て回収して、その中で売れるもの、金目のものは売れるわけですね。ところが、それだけを指定業者以外の者が勝手に持っていってしまって、現実ないわけですね。本来収集すべきものがなくなってしまうと、もうあらへんわけですから、そこで利益が少なくなってしまう。確かに運搬の費用でお金をもらえる、それから処理したものを処分して、その分の経費ももらえるということなんですけれども、みすみす指定業者が損をしているというよ

うな現状も私はあると思っております。それは勝手に持っていくやつだから町は知らんよとい うことでは、私はおかしいかなというふうに思うんです。

逆に言えば、その町の指定業者が、そういった持ち去り防止をやっていないといいますか、 条例もつくっていない状況の中で、利益を損しておるということで、町に対して訴えをしたら どうするのかということですね。その可能性もなきにしもあらずだということを思うんですけ れども、もしそうなったとき、どうされますか。

〇議長(古田聖人君) 広江町長。

これは、今言われるような利益ではなくて、例えば逆に条例をつくって、 〇町長(広江正明君) これは町のものですということで、いわゆる町の歳入にすることであれば、持ち去りに対する 処罰もできるんですよね。そうであれば、そういうものに対する全部の収入が町に来るわけで すから、分別や処分や収集をやっている業者は、その利益は全部町に出すだけであって、自分 たちの収入にはならないことになります。今のような中で収入を得ていることが、いわゆる収 入にプラスになることではなくて、全く別の収入でありますから、じゃあ我々がその処分によ る利益は町のもので、歳入を全部町に渡しなさいと言えば、それが全部なくなるわけですね。 かといって、収集や中間処理や処分に関する委託料というのは、処分利益の分高くなるかとい うと、それはならないことであります。そういう点で、金物の売却益が減ることによって、収 集業者が損をするということではないんです。そういうことをまず御理解いただかないと、何 か損をさせているみたいだからどうのこうのという問題ではないことが基本だと思いますので、 そこから考え方をちょっとスタートしながら、いろいろまた議論をしていただくと状況が変わ ってくるのではないかと思っていますので、条例をつくるつくらんはまた別の後の議論でもい いんですが、そういうような流れでありますので、損をさせているわけじゃないことだけは御 理解いただければありがたいとは思っています。

[6番議員举手]

〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。

○6番(伏屋隆男君) そうしますと、この金物瓦れきの収集と、そして分別収集で資源ごみの 瓶とか、それからペットボトルとか、アルミ缶だとかというのを町内会のほうでもやっている んですね。話を聞きますと、あっちのほうは業者のほうが回収をして、それで売れた分のお金 は町に納入をするというシステムになっているようなんですね。この金物瓦れきのほうとのシ ステムとちょっと違っているんですけれども、今、町長さんがおっしゃる答弁であるならば、 例えば金物瓦れきで、金目のものが中間処理で売れたというものについては、それは町のほう に収入で入れてくださいということもしていいんじゃないかと言うんですね。業者の利益云々 じゃなくて、もうそういうシステムに変えたらどうかと言うんですね、同じようなシステムと いうことで。2つのやり方があって、2つともやり方が違っているということですので、その 辺についてはどうですか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今言われることはそのとおりなんですが、そういうことも含めて、例えば条例をつくれば、これはやっぱり町の一つの財産になったことですから、勝手に持っていくことは違反ですよといって取り締まりができることでありますし、そのことによって、今度はそれを町の歳入に入れることになりますから、それは一つの方法だと思います。

だから、先ほどもお答えしたように、一般廃棄物の処理計画の中で、今そういうことも含めて計画を一回きちっと見直して考えようということで今スタートしているんですが、それによって、やっぱり今の金物瓦れきや何かを条例で町のものにするかどうかということも含めて、これは今検討しているところなんです。

近隣を見てみますと、やっているところとやっていないところとありますが、先ほどお答え したように、やっているところをいろいろ聞いてみますと、効果は千差万別であります。だか ら、持ち去り防止の効果だけではなくて、基本的にそういう歳入を町のものにするということ であれば、条例に書いて、取り締まりもできるという状況だけでありますから、それによって 収集業者に歳入の面で損をさせることではないと思いますので、そういうことも含めた対応は、 今考えていきたいと思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) そうすると、今条例化に向けた対応策を検討されている、条例も含めて検討しておるということなんですけれども、それはタイムスケジュールとしていつごろ、例えば今年度中、29年度中に検討し、30年度をめどにそのことを発効していくみたいな考えを持っていらっしゃるのか、その辺についてのタイムスケジュール的なことを教えてください。
- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) これは別に長くなる話ではありませんが、ただ対応するときには年度ごとじゃないと、今の収集業者の人との契約もありますから、やるなら来年度からになると思いますので、やるやらないにかかわらず、その一般処理計画の中での状況を今年度中に解決して、方向を決めるというのはできると思いますので、対応を検討していきたいと思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) これも早急に検討していただいて、対応していただきたいということを 思いますし、それからもう既に14の自治体がそういった条例化をしている、それは千差万別あ るということもお聞きしました。笠松町にとって、町民がごみを出すことによって、指定業者 以外の者がとりに来てトラブルになる、いわゆる危険が増さないようなことを、その対応策と

して検討いただいて、町民の安心・安全をその中で守っていただきたいと思いますので、よろ しくお願いをしておきます。

次に、職員の確保の件でありますが、先ほど来から私もお話をさせていただきましたし、町長さんからの答弁もありましたけれども、60歳の定年というものが、ここ数年、かなり見直されてきております。それで、先ほども申しましたように、国では定年制の廃止だとか、定年制を延長して働き方の確保をしておるようですが、大手企業のみならず、今、岐阜県での有効求人倍率が先月の発表では1.80で、全国で5番目に高い有効求人倍率があると言いながらも、実際、企業あたりでお聞きしますと、若い社員を募集しても、なかなか入ってこない。中小零細企業でも、60歳、70歳になってもその人を雇っておかないと仕事が回っていかないと。経験もあるから、それで回しているんだということもかなりお聞きしております。

そういった状況の中で、先日、6月に入ってからだと思ったんですが、国が2016年に生まれた子供の出生数を発表されまして、初めて100万人を切ったと言うんですね。生まれた子供が97万人だと。40年先、50年先に日本の人口1億3,000万人が8,000万人になるんじゃないかという予測が国の推計で出されておるんですけれども、余りぴんとこなかった。本当に8,000万人になるのか、5,000万人も減るんかなあというような実感があったんですが、先ほどの国の発表の数字を聞いたときに、やっぱりそうかなと。単純に97万人、約100万人としてですよ、今平均寿命で言うと、女性の方が87歳、男性で80歳、これを足して2で割って、83歳とか84歳にしまして、これが今の生まれる子供の数から単純に計算しますと8,400万人とか、8,300万人という数字になるんですね。これから先の話ですよ。そうすると、やっぱり働き手がない、いわゆる働く人の確保というのが非常に難しくなってくる。働き手がなくなってくるということで、日本経済はこれでいいのかなあというような心配もするわけなんですけれども。

また公務員のほうに戻しますと、団塊の世代は過ぎましたので、今、定年される方が若干少なくなっているかなあということを思うんですけれども、今現状126人で構成されているよということの説明がありましたね。その126人で今の現状の仕事だけやっていくならば、それで回っていくかなあということを思いますけれども、先ほど来から言っていますように、国の規制緩和だとか、県の規制緩和だとか、それから笠松町の特化するような事業を展開していこうとするならば、本当にそれで回っていくのかなあと。人が足らんのやないのかなあということを思うんですね。確かに平成の合併で単独を選んだわけですので、財政的にもかなり厳しい状況が続いた。また、これから先も続いていく可能性があるわけなんですけれども、そういった中で、たくさんの職員を一遍に採用しますと、またピラミッドが変な形になってしまって、下が膨れてしまうということで、それが20年先、30年先、40年先になったときにあふれてしまうということも考えられますから、そういったことはできないわけなんですけれども、今からやっぱり人員計画、そして仕事内容、こういったことを勘案しながら、適正人数の配置、適正人

数の確保をやっぱりやっていく必要があるんではないのかなあということを思うんです。

そこで、町長さんは、やる気や能力を持った退職者が手助けをして、その当時おった部署も 考慮しながら採用していくということなんですけれども、新しい事業にも取り組んでいくとい うことが私は必要ではないかなあということを思います。笠松町がやっぱり魅力あるまちにす る、笠松町に住んでよかったと思われるようなまちづくりのためには、新しい事業に特化、推 進していく必要があるのではないのかなあということを思いますので、そういった面での人員 確保も必要であるというふうに思いますが、もう一度、町長さんの考え方をお聞かせいただき たいんですけれども。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) いわゆる職員の定数というのは、適正な人事管理の中で、今127人が定数だと思います。そういう中で、お話があったとおり、今、育児休業やいろんなことで、約10人ぐらい定員から切れて、休んでおるんですね。それに加えて、例えば衛生施設組合や競馬場や、広域連合への派遣職員も4人おりますから、そうであれば、今この中で働いている正職員というのは、本当に少なくなってきているのは事実です。ただ、これはもうあと1年、1年半で4人、5人戻ってまいりますから、そういう範囲内での異動にはなると思います。

ですから、今言われたとおり、今退職する中で、やはり能力と同時に意欲がなければなりませんから、意欲と能力のある職員で、ぜひ働きたいという方には、これは積極的にそういうことで登用しながらお願いをしておるところであります。ただ、本人にそういう意欲がなければ、これは働くこともできませんから、ほかの目的があれば、もうここじゃなくて、ほかで頑張っている方も見えますので、そういうものを含めて、今、全てそういう中での管理をうまくできるように進めております。それぞれの適性管理をしながら、また職員の能力を見ながら、お互いに対応をしていくように頑張っていきたいとは思っております。

[6番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) ここまでは公務員を退職した人に対してお話をさせてもらったんですけれども、もう一つ、ここの中では書かなかったんですけれども、民間人の登用、例えば60歳以上の方の採用ということは考えられないか。例えば、特殊な技能とか、特殊な技術を持った方、役場の仕事の中でそういったものが必要かどうかということが問われるかもしれませんけれども、例えば今ハローワークへ行きますと、60歳以上の雇用に対しては、1年なのか2年なのかわかりませんけれども、60歳以上の人を採用しますと、高齢者採用ということで、年間最高70万円の助成金が出るんですね、その企業に対して。企業にとってみれば、その人件費が年間150万円なのか、130万円なのか知りませんけれども、それで70万円助成金が出れば、少ない金額で採用できるということですね。そういった制度もあるわけですね。

そういったことも含めて、公務員だけじゃなくて、やっぱり民間企業からの採用ということも、正規の採用では金額的に高くなるだけですので、これは無理かもしれませんが、例えば嘱託員として採用していくということも考えてもいいんではないかなあということを思うんですけれども、その辺についての町長さんの考え方はどうですか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今おっしゃったとおり、これは民間からの登用ということも入ってくるかもしれませんが、今我々のところでは、外部にある機関の中で、例えば歴末とか、公民館の道徳のまちづくりの部局とかという部分に関しては、職員じゃなくて外部の○Bの方にお願いしており、そしてまた警察○Bの方も今度1人お願いするのは、災害や防犯の対応に対して専門的な知識を持った人を登用するためであり、今、積極的にそういう方もお願いしながら、職員のこの人数の中で対応を考えてやらせていただいています。当然、民間企業の中でも、専門的に、例えば子育ての問題にしても、あるいは高齢者福祉にしても、そういうような問題で対応できる方が必要となってきた部署には、いろいろお願いすることもあると思います。今は社協との連携や町の中での対応はしておりますが、これからやっぱりそういう対応は必要になってくる部分があると思います。そういうことも全般的に判断をしながら今もやっていますが、そういう対応も進めていきたいとは思っています。

〔6番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) もう一つ考えていただきたいのは、笠松町が、今、予算書をよく見ますと、いろんな企業もそうですけれども、委託料で払っている金額がかなりあるんですね。要するに、笠松町以外のところで委託をして、そのシステムとか何かでやってもらっている。例えば岐阜県市町村情報センターもそうなんですね。町のほうで大型コンピューターがあれば、それで処理できるかもしれませんけど、それも持っていませんから、それは委託せざるを得ないということを思うんですけれども、例えば会計処理なんかも、今までは単式簿記でやっていたのを公会計に変えていきなさいというふうで今指導されているんですね。そうしますと、笠松町ではそういったことの経験がないわけですので、水道事業だけはそういうことで今やっていますけれども、そうしますと、例えば会計事務所のほうへ委託するとか何とかになってしまうと、またその余分な金がかかってしまうということで、例えばそういうものも60歳以上の方で採用して、その処理をしてもらうということも含めて、笠松町が今外部のところに委託をしている委託料の削減も含めて検討してみてはどうかなあということを思うんですけれども、その辺どうですか。
- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** 今の例でおっしゃったところは、これは我々で対応することじゃない、

委託でやらなきゃならないことでありますが、今委託でいろいろお願いしているところは、当然それなりの必要性があってやっていることでありますから、それを減らせる減らせないというのは、いろいろな状況を見ながらやらなきゃあかんと思っています。

ただ、今の問題に関しても、これもやっぱり全体的に対応を考えながら進めていく問題であり、内部でできることだったら、やることが一番大事でありますから、初めから委託を考えてやることではないとも思っていますので、全体を勘案しながら、当然、財政的な対応を考えながら進めていきたいとは思っています。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 6番 伏屋議員。
- ○6番(伏屋隆男君) ありがとうございました。

いろいろ質問させていただきまして、また町長さんからもそれなりに答弁をいただきました。 笠松町がスムーズにいきますようにお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございま した。

○議長(古田聖人君) この際、1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分 再開 午後1時30分

〇議長(古田聖人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 尾関俊治議員の質問を許します。

○3番(尾関俊治君) 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。 まず初めに、医療費削減対策についての質問をさせていただきます。

横浜市立中尾小学校では、5年間もインフルエンザで学級閉鎖になったクラスがないとのことです。インフルエンザになる児童はいるとのことですが、拡大しないとのことです。この理由は、昼の歯磨きの徹底と校長は言っています。この小学校では、10年以上前から児童に対して歯磨きの指導に力を入れているとのことです。また校長は、「今年度の全校児童の97%に虫歯が一本もありません。治したこともない児童は93%、全国平均では児童の50から60%に虫歯があると言われています。また、6年生の永久歯の虫歯本数は0.11で、横浜市の平均0.41の約4分の1、全国平均の約5分の1」と言っています。これによって中尾小学校では、これまで全日本学校歯科保健優良校奨励賞を5年連続で受けており、2014年には歯の健康日本一を意味する文部科学大臣賞も受賞しました。

歯磨きが本当にインフルエンザ予防になるのだろうかと思いますが、中尾小学校の学校歯科 医をしている江口先生は、次のことを言っております。インフルエンザと歯磨きとは密接な関 係があります。まずは歯垢除去、細菌の塊である歯垢の中にはたんぱく質を分解するプロテア ーゼという酵素があり、それが鼻腔や喉など気道の粘膜を傷つけます。その結果、インフルエンザウイルスに感染しやすくなるのです。しかし、中尾小学校では、歯科衛生士が行う歯磨き検査でも9割近くの児童が大変よく磨けていると評価されています。歯垢もよくとれているため気道の粘膜がしっかり保たれ、感染予防につながっていると考えられます。また、歯磨きと同時に手を洗ったり、うがいをしたりします。口腔内の湿度が保たれていることも感染症予防に一役買っているのでしょう。口呼吸をしている児童が少なく、鼻呼吸が多いことも中尾小学校の特徴です。手洗い場が狭いため、子供たちは教室の席で歯を磨きます。その際によだれが垂れてしまっては、友達の前で恥ずかしい思いをしてしまいます。だから低学年の児童も口をしっかり閉じて磨いているのです。それで結果的に周りの口輪筋が鍛えられるのでしょう。口がぽかんとあくことがなく、ふだんからしっかり閉じることができます。口呼吸では喉の粘膜に直接ウイルスが届いてしまいますが、鼻呼吸をすることでインフルエンザや風邪の感染予防になっているのですと。江口先生は1年間に14回も中尾小学校に出向き、直接児童に歯磨き指導をしているとのことです。

そこで質問ですが、現在の小・中学校の歯磨きの現状と歯磨きの教育について、町が行っていることについてお聞かせください。

次に、歯磨きを徹底させることで、虫歯で歯科医院に通う児童・生徒が少なくなることや、 風邪やインフルエンザになりにくくなることで医療費を削減できるのではないかと考えますが、 歯磨きを今以上に徹底させてはどうでしょうか。町の考えをお聞かせください。

次に、笠松町町民マップの恊働発行についての質問をさせていただきます。

岐南町では、今年度、生活に必要な情報をまとめた岐南町町民マップを株式会社ゼンリン岐阜営業所と協定を結び、平成29年9月の発行及び岐南町内の全世帯への配付に向けて準備しています。この事業は、民間企業のノウハウを最大限に生かし、岐南町内にある飲食店や医療機関等を地図とあわせて見ることができる便利で使いやすいA1サイズ、3度折り、仕上がりはA4サイズ、両面カラーの一枚図とのことです。町民にとってとても便利な地図ではないでしょうか。この一枚図の作成は、企業等の協賛を受けて実施するもので、一枚図には有料広告掲載スペースが設けられており、広告への募集については株式会社ゼンリン岐阜営業所が担当し、事業主の広告掲載のお願いに伺うそうです。ここでのポイントは、町として作成・印刷費がかからない点です。とてもすばらしい発行の仕方だと思います。岐南町と同様に、笠松町も笠松町町民マップの協働発行をしてはどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

〇議長(古田聖人君)尾関議員の質問に対する答弁を求めます。広江町長。

〇町長(広江正明君) それでは、尾関議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の医療費削減対策の中で、歯磨きを今以上に徹底させたらどうかという御質問でありますが、町としてもこの学校保健安全委員会に参加をして、各小学校において学校保健計画等を作成され、その中で学校歯科医による歯科健診や、あるいはブラッシング指導等の保健教育を実施していただいていることは承知しております。

また、議員の御意見にありますように、医療費の削減につきましては、歯磨き指導との明確な関連性を把握することはできておりませんが、この歯磨きが風邪やインフルエンザの予防になるとの報告もあることから、町といたしましても、今後もこの小・中学校における歯磨き指導の推進のために、引き続き二町教育委員会や各小・中学校に協力や支援をしていきたいと考えております。

次に、笠松町町民マップの発行についての御質問でありますが、近年、自治体と民間企業との協働によるタウンガイドや、あるいは行政情報誌を発行する事例というのは数多く見受けられますし、これらの発行に要する経費というのは、全て企業側で広告主を募集して賄われるために、町の行政負担というのは一切かからないものであります。この笠松町においても企業との協働の発行事例としまして、住民課や税務課の窓口用の封筒というのがこの手法を取り入れておりますし、行政情報と企業広告を入れた封筒を企業側に作成をしてもらって窓口利用者に配付をしております。そのほかに、印刷物ではありませんが、玄関ロビーの案内地図板も広告を掲載することによって行政負担なしで設置をしております。このような住民サービスの向上につながる協働事業というのは行政にとっても大変有益な手段でありますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員御紹介の岐南町で発行されているマップや、あるいは他の自治体の事例等を参考 にしながら、さまざまな協働事業の実施に向けて、今後も情報収集や調査研究に努めてまいり たいと思っております。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- **〇教育長(宮脇恭顯君)** 現在の小・中学校の歯磨きの現状と歯磨き教育についてお答えをいたします。

現在、町内の小・中学校では、給食終了後に全員が歯磨きをしています。ほぼどの学校も教室でやっていますけれども、学年の発達段階に応じて、各学級担任がカラーテスターの活用であったり、羽島の歯科医師会から紹介されている3周磨きなど、磨き残しが少なくなるような指導をしています。また、歯磨き教育の一環として、いい歯の日「118」の日を中心にして取り組み期間を設定して、学校放送を通して養護教諭が歯の健康について指導したり、児童会や生徒会が委員会活動で歯磨きチェック運動、1週間とか2週間取り組みますが、保護者の方に御協力いただき、1日3回歯磨きにも取り組んでおり、ほぼ全員が3回磨きをしているという成果がございます。

教育委員会といたしましても、歯科医師会部会より、各学校での取り組みについて御指導いただきながら歯磨きの教育を推進しているところでございます。一昨年度には、学校保健会総会で土岐市のおおしろ歯科にフッ化物洗口の取り組みについて御講演をいただきましたし、昨年度の岐阜県歯科保健大会には、学校歯科医に研究発表を行っていただき、「若年者の歯周病〜細菌学的見地より科学的考察〜」こういった内容で研究発表いただき、研修ができました。

次に、歯磨きを徹底させることで医療費を削減できないかということについてでございますが、歯磨きの指導との明確な関連性を把握するということはしておりませんけれども、議員御提案の歯磨きの励行がインフルエンザ防止につながることや、鼻呼吸の指導について、あいうべ体操(あいうべっと最後には舌を出す体操)で鼻呼吸を子供たちに教えるということですが、養護教諭が紹介するなど、8020運動のように、おじいちゃん、おばあちゃんになっても健康な歯が保て、医療費の削減につながるよう、今後も小・中学校における歯磨き指導を推進してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- ○3番(尾関俊治君) 丁寧な前向きな答弁、ありがとうございました。

まず初めに、笠松町町民マップの協働発行についてですが、現在も住民課、税務課の窓口用 封筒等で、このような手法が取り入れられているとのことですが、町の行政負担は一切かから ないので、すばらしいことです。

今回の町民マップは、先ほどの答弁でもありましたが、住民サービスの向上につながる有益な手法です。積極的に取り組んでいただけるとのことですので、まずはこの岐南町町民マップの協働発行を参考に、岐南町よりさらに充実したものを目指して取り組んでいただけるとうれしく思います。

マップ以外も他の自治体の事例を参考に、さまざまな協働事業の実施に向け、情報収集や調 査研究を早急に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、医療費削減対策についてですが、先ほどの答弁で、町内の小・中学校の歯磨きの現状で、全員が歯磨きを実施しているとありましたが、実際に歯磨きをしている児童・生徒の割合というのは把握されていますか、お聞かせください。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 私の手元には、本年度ではありませんが、昨年度の調査では、一番割合が少なかったのが松枝小学校で66%、あとの学校はほぼ100%に近いということを聞いております。

[3番議員举手]

〇議長(古田聖人君) 尾関議員。

○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

実は、現在中学2年生のあるクラスで、きのう、6月12日に歯磨きの現状を聞きました。笠松・松枝小学校卒業の生徒で、小学校時代というのはほぼ磨いているということです。ただ、下羽栗小学校の卒業生徒の小学生時代は、ほぼ磨いていないということを聞きました。これはある生徒が言っていたので、それが絶対とは言えませんが、ちょっと心配だなと思いました。

今現在、先ほどの中学2年生のあるクラスですけれども、31人中24名の77%が磨いているようです。これは恐らく、予測ですけれども、下羽栗小学校の卒業の生徒さんが、現在中学校で歯磨きができていないのかもしれないかなと予測させていただきました。

このことについて、今現在はちょっと私もわかりませんので何とも言えませんけれども、対策をとるべきと考えますけれども、そのことはどうでしょうか、考えをお聞かせください。

〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) 多分、調査の結果ですと、先ほどお話ししました11月8日の「いい歯の日」を中心にして、廊下に歯磨きのチェックのための表を張り出しまして、そのときには多分100%行っていると思いますけれども、時が経て、やっぱりこうやって落ちてくるというのは現実だと思います。そのために繰り返してやることになっております。

先ほど御紹介いただきました、例えば中尾小学校でいいますと、とにかく歯科医さんが根気に入ってくださって、14回というお話もございましたが、歯磨き指導をきちんとして、しかも3周磨きをして、いわゆる内側の歯、それから歯の上、それから外側と3回磨くというのを子供たちにやらせて、その後、歯科医さんが磨き残しがないかといってチェックを再度してくださるそうです。多分その結果が歯垢がゼロということで、インフルエンザの予防につながったんだと思いますが、私どものほうも、やはり歯科医さんの御協力を得ながら、磨くということは当然のことですが、磨き残しがないかどうかというところまでチェックする、そういった歯磨き指導の機会を得ましたので、今年度は進めていきたいと思っています。

[3番議員挙手]

〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。

○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

教育長からすごくいいことを言っていただきましたので、ぜひその対策をとっていただければと思います。ただ、やはり今現在、歯磨き100%というのが達成されていませんので、例えば、先ほど小学校というのは給食後に自分の席で歯を磨くということをしておりますので、そういったところも徹底していただくということをお願いしたいということと、あと、例えば笠松中学校ですと保健安全委員というものがあると思うんですけれども、その生徒を中心にしっかり生徒の間でもチェックをしたらどうかと思いますけれども、その考えをお聞かせください。

〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) 私の承知している限りでは、今小学校のほうは、先ほど御紹介いただいたような口を閉じて、舌によどが出るからということではなくて、鏡をきちんと手に持って、磨き残しがないように口をあけて歯磨きをしているというのが実態でございまして、それでもやっぱりまだ磨き残しがあるというのが現実で、そこが学校の養護教諭の力量であるし、それから歯科医さんの御協力が要ることだと思っています。それから、学校で磨くことはできても家で磨かないという実態もありまして、学校で1回磨くだけで家では磨かないと、こういった現実もわずかですがあります。こういったところをきちんと配慮しながら指導を進めていきたいと思っています。

それから2つ目に、やっぱり子供たちの日常の生活というのは、お互いにかかわり合いながらよりよい生活を求めていくというのが日本の学校の、学級というのが母体になった教育だと思っています。保健安全委員を中心にして、もしかしたら保健安全委員が口をそれぞれ見てチェックをするということは、多分難しいと思いますけれども、どちらにしても、3回磨いても磨き残しがあっては意味がありませんので、そこのところを十分配慮しながら、学校の養護教諭、それから保健安全委員会と連携しながら進めていくように努力したいと思っています。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- ○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。ぜひ教育長の言われたことを実践していただく ことと、歯磨き100%を達成いただくようよろしくお願いいたします。

歯磨きについて、横浜市立中尾小学校の現状を少し紹介させていただきます。

校舎に入って廊下のところどころに張られている児童が描いた虫歯予防ポスターがあります。職員室の横にはよい歯のコーナーがあり、歯の健康に関する本が並べられ、児童は自由に閲覧することができます。2年生の教室をのぞいてみると、立ち歩いたり、大声を上げたり、姿勢の悪い児童が見当たらない。廊下のロッカーに並んだランドセルがきれいに整理整頓されているのも印象的です。給食の時間になると、児童たちの机には、自宅から持ってきた歯ブラシと水の入ったコップが置かれている。12時55分、給食が終わると歯磨きタイムが始まる。それまでにぎやかに給食を楽しんでいた児童たちが一斉に教室のテレビに顔を向ける。アニメ映像が校内放送で流れ、児童たちは歯磨きソングに合わせてシャカシャカと歯ブラシを動かし出します。歯磨きタイムは5分間です。

ここでの質問ですが、現在、笠松の小学校の歯磨きタイムには、音楽だけが流れていると私は聞いておりますが、実際、先ほどの歯磨きの映像を見ながらの歯磨きというのは、児童にとって非常にわかりやすいと思います。歯磨きタイムに歯磨きのアニメ映像で校内放送を流すことをしてはどうでしょうか、考えをお聞かせください。

〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。

○教育長(宮脇恭顯君) 現在、歯磨きタイムの時間帯というのは、音楽を流して始め・終わりを子供たちに把握させて指導していますけれども、今おっしゃったように、映像を流して、例えば順番に3周磨きを、さあ、一番奥から磨きましょうというような音楽がかかりながらずっと3周磨きをするところまで、今おっしゃったように丁寧に指導しようと思うと、映像を用いるとか、それから先ほどお話をさせていただいたきちんと磨き切れているかどうかのチェックをするとか、方法はいろいろあると思います。その映像をもって子供たちの3周磨きというのが徹底するような方法も含めて、少し時間をいただいて検討したいと思います。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- **○3番(尾関俊治君)** ありがとうございます。ぜひ実行していただけると児童にとっても有効と考えますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、中尾小学校の現状を紹介いたします。

通常の歯科健診以外にも健康な歯を保つことがいかに大切か、さまざまな取り組みを行っています。例えば、1. 磨き残しがあった場所は、組み立てると口の中の模型になるペーパークラフトに書き込み、一人一人に手渡し、自宅に持ち帰り、磨き方の癖を親子で理解してもらう。2. 授業にも虫歯予防を取り入れ、学校歯科医も教壇に立つ。3. 児童は虫歯予防の劇を披露し、クイズ大会も開かれる。4. 毎月8日を「歯の日」として、使っている歯ブラシを親子で点検する。5. 保護者向けの歯科予防教室があり、家族で虫歯予防に取り組んでもらう。6. 連絡帳のような歯磨きカードを用意し、保護者の方も一緒に歯を健康に保つことの大切さを考えてもらうなどです。

ここで質問ですが、先ほど言った4の毎月8日を「歯の日」として、使っている歯ブラシを 親子で点検すること、こういった簡単なことをまず始めてはどうでしょうか、考えをお聞かせ ください。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 一度検討させていただきたいと思っていますが、今簡単にできていることが、自分のきき手の裏側というのがなかなか磨きにくいというのが現実で、学校のほうは、そこはきちんと磨きましょうねという指導はしておりますけれども、先ほどお話があったような保護者と一緒になって磨きを徹底していくというのは大変難しいことだと思っています。御家庭の御協力を得るということで100%にするということは大変難しいんですよね。つまり学校で一生懸命磨いている子は、家でもきちんと磨いているという現実があって、そのギャップの部分にどうやって私どももメスを入れていくかということが難しいことだと思っていますが、何を置いても子供自身が磨き、親に見せるくらいの子供が率先してやる、そんな姿勢を身につけられたらいいと思っています。

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- ○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

すばらしい結果が出ている小学校の取り組みというのを参考にしていくということは、非常によいことと考えますので、できることから順次取り組んでいただけるとうれしく思います。 よろしくお願いいたします。

自立して歯磨きをしていくというのは、小学校からではないでしょうか。この小学校からの 歯磨き教育は、本当に大切だと思っております。例えば、休日で出かけているときでも、食事 やおやつを食べたら歯を磨かないと口の中が気持ち悪いから歯を磨きたい、歯を磨かないと気 が済まないと思ってもらえるくらいの教育をしていかなくてはならないのではないでしょうか。 将来、大人になっても、何か食べた後は必ず歯磨きをすると考えられる人に成長してもらえる とよいと考えます。

ここでちょっと町長に質問なんですけれども、例えば、おせっかいかもしれませんけれども、職員、昼食べた後というのは、歯を磨いているかどうかというのはちょっとわからないんですけれども、割合とかね。私の経験、経験といっても羽島市の経験ですけれども、私は磨いていたんですけれども、ほとんど磨いていないんですよね。ある市は磨いていない状況だったんですけれども、まず率先して笠松町の職員、昼食べた後はぜひ磨いていただけるといいんではないかなと思いますけれども、そこの考えはどうでしょうか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 職員の中でも習慣で歯を磨いている人は、やはり何人かは見えるようでありますし、それはやっぱりみずからそういう意識のもとでやっていることであって、要するに言われたからやっているわけではないと思っています。当然、そういう習慣というのは大事なことでありますし、いいことでありますから、そういうことを奨励することは別に悪いことではないですから、こういう機会に職員にそういうことの奨励をしながら、あとはやはり自分で意識を持って対処することが大事だと思っております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- **○3番(尾関俊治君)** ありがとうございます。ぜひ昼の歯磨きをしていただけるといいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどまでは学校での歯磨き教育のことでしたが、次は学校以外での歯の健康について考えます。

今現在、3カ月ごとの歯の定期検査とクリーニングを歯科医院で行っている児童・生徒さんはどれぐらいいるでしょうか。それが大人になるとどれぐらいの割合になるでしょうか。3カ

月ごとの歯の定期検査とクリーニングというのを歯科医院で行うということは、本当に大切なことです。歯を失う原因というのは、虫歯や歯周病などの感染病です。虫歯で歯科に行っても、もとの状態に戻るケースは本当にごくまれで、ほとんどが痛んだところをただ補修しただけのようなもので、そうして虫歯を繰り返し、補修できなくなると抜歯に至ります。歯周病の場合は、歯を支えている顎の骨や歯茎が歯周病菌の出す毒素によって痩せてしまう病気で、支え切れなくなると歯が抜け落ちてしまいます。なくなった骨や歯茎というのはもとには戻りません。だから治療はしないにこしたことはありません。そのために欠かせないのが歯科医院での定期的な歯の定期検査とクリーニングと考えます。

そこで質問ですが、歯科医院での歯の定期検査とクリーニングの大切さを児童・生徒さんと 親さんに、学校に教える場があってはどうでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

- 〇議長(古田聖人君) 宮脇教育長。
- ○教育長(宮脇恭顯君) 現在の段階では、毎年歯科医さんの健診を受けて、その後に再検査であったり治療しなければならないお子さんに関してはきちんと治療票を渡し、そして御家庭のほうからかかりつけの歯科医さんに行って処置をしてもらって学校へ届けると。こういった仕組みで、これは年間に1回しかやっていないのが一番問題だと思いますけれども、御家庭と連携しながら一生懸命指導しているところでございますが、歯の健康というのは、例えば中尾小学校でいいますと5分間磨いているんですよね。5分間磨いていたり、それから歯科衛生士さんが根気に学校へ行っていらっしゃって、子供たちの歯磨きの様子をチェックしていらっしゃると。それからもう一つが、今議員がおっしゃった自分がかかりつけの歯科医を持っていると。そこで定期的に歯科医へ行って健診を受けていると、こういったことも中尾小学校ではきちんとやっているという、そのことが先ほどの成果になって出ているんじゃないかと思っています。ただ、私どもとしては、かかりつけのお医者さんをつくりなさいと、そして3カ月置きに歯科医さんで健診を受けなさいというのは、指導やら助言申し上げるのは子供だけではなくて、家族全員に申し上げなきゃならんことですので、ここに難しさがあると思っています。御意見、大事にしていきたいと思っています。

[3番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- ○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

このことに関しては、お子さんも当然ですけれども、親さんもかかわってきますので、ぜひ そのような場をつくっていただけるとうれしいと思っております。

続きまして、先ほどの質問と似ているんですけれども、先ほどの歯科医院での歯の定期検査 とクリーニングの大切さを町民にも啓発すべきではないかと考えていますけれども、啓発をし ていく場合、現在はどのような場所で、どのような方に、どのようなことを行っているのかを お聞かせください。

- 〇議長(古田聖人君) 服部住民福祉部長。
- 〇住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

町では、歯科健診としましては、妊婦さんに対して1回歯科健診をやっていただいております。あと40、45、50、55、60、65、70歳の方に健診を年1回していただく機会を設けております。そのほかにははつらつ健診という健診とか、あとフレッシュ健診という18歳から39歳までの方の健診とか、そういう健診の事後指導の場とか、そういう場においても歯科衛生士が指導だったりとか教育のお話だとかというのをしております。その中で歯石除去のクリーニングとかというのにつきましては、特にクリーニングだけということではなく、歯磨きの指導であったり、歯周病の予防であったりとか、全般的なことについて指導とか話し合いをさせていただいておりますので、そこの中で定期的な健診だとか、あとはクリーニングだとかの必要性も盛り込んでお話をしていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。
- ○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

そうですね、服部部長が言われた、そういった指導をしていただいているというのは、すごくいいことだと思います。ただ、やはり健診に来られた方はいいと思うんですけれども、なかなか来られない方というのもあると思うんですね。全町民にそういった歯科医院での歯の定期検査とクリーニングというのはすごく大切かと思うんですけれども、そういった啓発をやっぱりすべきと私は考えるんですけれども、町長の考えをお聞かせいただけたらと思います。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 町民全部といいますか、今、部長がお答えしたような機会に皆さんにお知らせしていると同時に、やはり我々はそういうような啓蒙やお知らせはそういうぐあいでやっておるんですが、あとはやっぱり自己責任で、自分が自分の身体を守ることであります。この間あった8020運動の一環として、羽島地域の歯科医師会がやっているはつらつよい歯のコンクールで、いわゆる80歳以上の方が20本以上元気な歯があるというものの表彰に行かせていただいたんですが、やはり今そういう方は3カ月に1回の健診をしたり、あるいはみずから歯磨きをしたりという努力のもとできちっとやってみえるとのことでありました。多くの皆さんがそういうことを自分で意識をして対応をすること、それをいろんな機会に啓蒙していくことはできますので、私どもの仕事でできることは何かを仕分けしながら対応を進めていきたいと思っております。

[3番議員举手]

〇議長(古田聖人君) 3番 尾関議員。

○3番(尾関俊治君) ありがとうございます。

歯科医院での歯の定期検査とクリーニングの大切な理由というのは、自分では磨けないリスク部分をフォローして、虫歯や歯周病になる確率を下げ予防することです。自分では気づかない初期の歯周病や小さな虫歯の早期発見、早期治療をし、歯や歯茎へのダメージを最小限にする。これらが健康な口を保つために非常に重要なんです。歯科医院では歯周病の検査、クリーニング、ブラッシング指導、虫歯、お口の中の全体のチェック、フッ素化合物の塗布等をしていただけ、日ごろの歯磨きや手入れの相談や心配事も聞いていただけます。

自分の口の状態に合わせて3から6カ月毎に検査を受けることが望ましいようです。何か問題が起きる前に継続的に健診を受けることで健康な状態を保つことはできますし、よりよい状態へ導くことができます。歯茎のちょっとした変化も気づいてくれ、そして長く見続ければ見続けるほどわかることも多く、さらによいアドバイスや処置をしていただけます。日ごろから安心して任せられる歯科医院、そして歯科衛生士を見つけておくことが、虫歯等を防ぐことができ、それが医療費の削減にもつながると私は確信しておりますので、対策をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

〇議長(古田聖人君) お疲れさまでした。

この際、14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時12分 再開 午後 2 時30分

○議長(古田聖人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の質問を許します。

〇10番(長野恒美君) 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い、質問をさせていた だきたいと思います。

まず1つ目は、国民健康保険法第44条の適用についてでございます。

国民健康保険は、歴史的にも国民健康保険法にも社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると述べられており、社会保障制度と位置づけられていると思います。その位置づけからも、被保険者の命を第一にと考えるのがこの国民健康保険だと思っております。

平成30年からは県で運営されることになりますが、保険料を決めるに当たっては、県全体の 医療費を算出し、そこから国庫支出金、県支出金など収入分を引いて、所得水準、医療費水準 を加味されて県全体の納付金が計算され、笠松町の納付額が割り当てられるということです。 それが11月過ぎになるようです。それから笠松町の被保険者の保険料率等を笠松町として決め ていくということになることがわかりました。

先月の5月30日に開催された国民健康保険運営協議会で、今年度の国保の税率は、引き続き

平成28年度と変わらぬ税率で運営されることが決まりました。税収で1,005万7,000円のマイナス見込みですが、前年度の繰越金等で補充されるとのことです。平成27年度決算では、保険料の平均は1人当たり10万9,995円で、医療費等は1人当たり39万6,182円です。また、滞納者数は現年分439人、滞納繰越分では503人であり、平成28年4月1日現在では、短期保険証の発行世帯は190世帯405人、資格者証発行は71世帯108人ということでした。国保税は前年度の所得に基づいて計算されますので、会社を退職して年金生活になられた人や、事業不振であったり、家族の病気や世帯主の失業などによる保険料の滞納が起こると思います。

そこで、国民健康保険法第42条には、療養を受ける場合の一部負担金についてで、基本的に 3割を中心にしながら行われていると思います。第43条には一部負担金の割合を減ずることが できる内容で、第44条は、今ここで読んでみます。

保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または第43条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる。1. 一部負担金を減額すること。2. 一部負担金の支払いを免除すること。3. 保険医療機関等に対する支払いにかえて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第2項 前項の措置を受けた被保険者は、第42条の3割負担だとか、それから第43条第2項による減額にかかわらず、前項第1号による減額などの措置を受けた被保険者にあっては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもって足り、同項第2号または第3号の措置を受けた被保険者にあっては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

第3項 第42条の2の規定は、前項の場合における一部負担金の支払いについて準用する。

こうして決められた第44条で、岐阜市のお話ですけれども、理容業の御夫婦の記事でしたが、昨年11月、市民病院で御主人ががんの手術を受けることになったが、10月分の外来受診料が払えていないし、手術や入院費は払えないと相談されたところ、市役所の国保課の窓口では、病院で分割納付の相談をしてみてくださいとあっさり断られたそうです。その方が知り合いの議員さんと再度国保課に出かけ、国民健康保険法第44条の適用は無理ですかと確認されたところ、国保課の女性職員で第44条担当者がおられ、事情を聞かれ、一部負担金減免申請書を提出し、審査の結果、10月から3月までの6カ月間、医療費が免除されたということです。

そこでお尋ねします。

国保法第44条を笠松町として適用されたことがありましたら教えてください。適用するためには、要綱などに基づき手続の書類や審査など必要ではないかと思いますが、どのような手続になるのかお尋ねします。

次に、防災についてです。

防災についてですが、昨年の決算議会で安田議員が防災緑化推進事業について質問をされて

いますが、せめて子供たちの登校・下校の通学路や災害時に地元町民が避難をする避難道などについては、点検を防災会にお願いしてでも進められないものでしょうか、お尋ねします。

また、笠松町防災及び緑化に関する補助金交付要綱を見てみました。昭和58年3月28日に制定されており、平成27年12月28日まで、4回の改正がされています。この改正の内容で、第2条の対象者や補助金の額について改正があったのか、あったとすればいつ、どのように変わったのかお尋ねします。そして、ブロックの除去をし、生け垣を設置すれば両方の補助が受けられると考えていいでしょうか、お尋ねします。

3つ目に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の返礼について、国から指示が来ていることが報じられていますが、その内容 はどのようで、検討されたのかお尋ねします。また、当町の方が納税したことにより税の控除 を受けられた方はどれくらいいらっしゃるのかお尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(古田聖人君) 長野議員の質問に対する答弁を求めます。 広江町長。
- **〇町長(広江正明君)** それでは、長野議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の国民健康保険法第44条の適用についてでありますが、この国保法第44条による一部負担金の減免等については、これは被保険者が災害や、事業の休廃止、失業等の特別な理由によって生活が著しく困難になった場合に、この一部負担金についてその被保険者の状況に応じて3カ月以内の免除や一部の減額、そして6カ月以内の徴収猶予などができるように定められているものでありますが、町では平成25年3月に取り扱い要綱を整備し、同4月1日より施行をさせていただいております。

この制度について、これまで適用されたことがあるかという御質問に対してですが、これは 平成25年4月の取り扱い要綱施行後、適用の実績はありません。

次に、この手続の書類や審査方法についてのお尋ねでありますが、この減免等の適用を受けるためには、あらかじめ町へ一部負担金の減額免除徴収猶予申請書等に生活が困難となったことを証明する書類を添えて申請をしていただき、町で審査をして、適用となる被保険者には一部保険金減額免除徴収猶予証明書を発行することとなります。その審査方法については、これら提出していただいた申請書等から、この世帯に属する全ての方の実収入月額等を調査し、その額が取り扱い要綱で定める一部負担金減免基準に該当するかを審査させていただいております。

次に、防災についての御質問の中で、通学路や避難路の点検、そしてまた自主防災会にお願いをしてでも進められないかという御質問でありますが、このブロック塀の倒壊に限らず、災害時に予測される危険箇所については、日ごろから住民一人一人の方が確認をし、災害時の行

動シミュレーション等対策を講じていただくことが、自分の身を守り、被害を最小にとどめる 上で大切なことでもあります。この各自主防災会で実施をされている避難誘導訓練において、 住民の方が実際に自宅から避難所等まで歩いて、自分の目で避難路や避難場所までの危険箇所 を確認し、平時から危機意識を持っていただくことは大変重要であり、こうした折にでも親子 で参加していただき、通学路等の危険箇所の点検を行っていただくことは有意義だと考えます。

今年度の自主防災訓練においても、避難誘導訓練が実施をされますので、改めて危険箇所等を意識した訓練を実施していただけるよう各自主防災会に働きかけ、地域防災力の強化につなげていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の御質問でありますが、近年加熱する返礼品競争に対して、平成29年4月1日付で、総務大臣から都道府県知事を通じて全国の市町村に、ふるさと納税の基本的事項を初め、返礼品のあり方について通知がされたところであります。

概要としましては、換金性の高い商品券や電子マネー、そして高額で資産性の高い電化製品や貴金属などを初め、返礼割合が3割を超えるものを送付しないようにとのことであります。また、あわせて当該地方団体の住民に対して返礼品を送付しないとも示されております。その後、5月24日付で返礼品競争の過熱問題に対する影響が大きいと考えられるふるさと納税受入額の多い約100団体を対象に、個別に具体的な返礼品の見直し要請がされましたが、笠松町はその該当になってはおりませんでした。

現在、町の知名度の向上と財源確保、そしてまた町内産業の活性化に寄与することを目的に、パートナー事業として42事業所、71品目の返礼品を御提供いただいております。これらの中には、高額で換金性や資産性の高いものはありませんが、返礼割合が目安となる3割を超えるものが71品目中50品目あり、これは全体の7割を占める状況にあります。当町としましては、総務省からの通達を厳粛に受けとめ、近隣市町の動向なども注視しつつ、パートナー事業者と協議をしながら、今年中にこの返礼割合の見直しを進めていきたいと考えております。

笠松町は、5月16日に全国の27団体で発足をしましたふるさと納税の健全な発展を目指す自 治体連合の発起人にも名を連ねておりますので、このふるさと納税制度のさらなる発展に寄与 すべく、健全な制度運用に努めてまいりたいと思っております。

また、平成28年度町民税において、ふるさと納税寄附金控除をされた方、いわゆる平成27年中にふるさと納税をされた町民の方は306人で、全体の3%ほどであります。平成29年度の町民税については、現在、これは賦課されたばかりであり、詳細の分析には至っておりませんが、ふるさと納税制度の浸透により、多分増加しているものと想定はしております。

- 〇議長(古田聖人君) 岩越総務部長。
- ○総務部長(岩越 誠君) それでは、私のほうからは、防災緑化に関する補助金交付要綱の改 正の中で補助対象や補助金の額について改正があったのかという御質問と、ブロックの除去を

して生け垣を設置すれば両方の補助が受けられるのかという御質問についてお答えいたします。まず、第2条補助対象者の改正につきましては、平成19年12月、従来の個人の住宅に加えまして事業所を追加しております。第3条補助金の額の改正につきましては、昭和62年3月に補助率を3分の1から10分の3に改めております。そして、両方の補助がということですけれども、対象事業としての要件に当てはまれば、例えばブロック塀の除去については接道部0.65メートル以下に除去する、あるいは生け垣設置の場合には樹木高0.65メートル以上、延長3メートル以上などの要件が当てはまれば両方の補助が受けられるということになります。以上です。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ありがとうございました。

それでは、まず国保法第44条の適用ですが、全くないとは思えませんし、私どもの相談にも、 時々こういう状況になる方の相談も受けたりしますが、岐阜市のように、議員さんについて行ってもらったら何とかその方向で受けてもらえたということで救われたようですけれど、笠松町では、国保の担当の方なら全ての方がこの要綱に基づいて行えるということを承知していただいているのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(古田聖人君) 服部住民福祉部長。
- 〇住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

国保担当の者がこの制度について承知はしておると思うんですが、ただ、例えばまだ4月に入ったばかりだとか、そういう者ですとなかなか十分把握していることが難しいかもしれませんので、そういうときにつきましては、相談をいただいた場合に、リーダーとか課長とかに相談をしながら受けていっておると思いますので、窓口ですぐにそういう制度は受けられないとかというような即答をするようなことはないかと思っております。

[10番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 職員の異動によっていろいろとあるようで、幾つかきょうの質問の中にもありましたけれど、やはり全ての職員がそのことを承知しているということにはならないし、国保の関係についていえば、やっぱり医療の関係とか、一定の経験のある方が中心にいらっしゃると思うんですが、相談に見えたら、自分がわからない場合には必ず経験者に通し、すぐにできるできないの返事をしないような体制づくりというのは必要だし、体制が変わったときに、一定の国保のこうした減免、いろいろありますよね、例えば笠松町ですと、医療の問題でいえばゼロ歳から中学卒業15歳まで無料で、その後は3割負担になるよとかいろんな制度がありますよね、そういうのも含めてぜひ対策をとって、年度当初から対応できるような体制づくりが必要です。これから多分、この6月に議会を通すと皆さんのところへ国保の額が発送さ

れていくと思うんですね。そういうときには、そのような制度があり、ぜひ相談に来てくださいというようなこと、相談しないといつまでたっても解決しませんよということなども滞納者の方たちにも届くような、そんなことができないでしょうか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) これは今までもいろいろ、この国保法第44条に関する質問は長野議員からもいただいたこともありますし、今おっしゃったように、私どももこの法律に関しては厳粛に対応できるように、しかもそういう御相談に見える方というのは本当にお困りになってからお見えになることでありますから、そういう身になって丁寧に対応することは心がけてやらせていただいております。ただし、法律にあるような減免基準ということだけは、やっぱりきちっと審査をさせていただいた中で公正公平に対応できるように努めていくことが大事だと思っていますから、そのことを職員にも徹底しながら対応を進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) そのとおりで、それはお願いをしていきたいと思いますが、先ほどのところでお話ししましたように、医療費の滞納者が、前年度の27年度の話ですけれども、439人、滞納繰り越しが503人というような点からいきましても、この世帯でしょうか、その方たちにはそういう相談の仕方があるよということを教えていただくというか、窓口に相談していただければ、そういう相談も乗れますよというのが一言あればと。国保とはこういうものですよという説明はいただいても、実際に困っている方からいうとそこに目が行っていないし、また、そうして納められない人はともかく納められないことに集中していると思うんですよね。ですからそんな一言を添えた税の請求書を出していただけないかと思いますが、その点はどうでしょうか。
- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) これは国保に限らず、そういう滞納をされている皆さんには通知を出させていただくときに、とにかく一回連絡や相談をさせてほしいことも伝えているんですね。そういう方には必ず、そういう対応もできると思います。ただ残念なのは、そういう方法や対応をこちらがお知らせしても一切連絡がなかったり、反応がない方に関しては、やはり法的な措置もとらなきゃならなくなるだけであって、決して初めからそういうことを説明もせずに対応するわけではありません。お困りになった方はお見えになると思いますので、ぜひそういうことをこちらにお話をいただいて対応をさせていただければ、そういう説明もできるんではないかと思います。みんなで対応を考えてやっていきたいと思っていますので、そういうこともお知らせをしながらやっていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 町長さんが言われるように、相談に来てくれればというのはそのとおりなんですけれど、その保険料が払えない、今、自分の家の状況やいろんな理由から払えるという見通しがないという方たちにとっては、相談に来てくださいと言うだけでは足りないのではないかと。いつも言いますように、相談に行けば分納だとか、いろいろやってくださっているんですよね。ですけど、そこへ行くまでの気持ちなんですが、私が相談に乗った人たちを見ますと、もっと早く来ればいいのにと思うけど、ただただ自分ができないというところにしか目が行っていなかったり、それから、どうすればいいかわからないという声もあって、一緒に行けば解決できるのにと私たちも思うこともあるんです。その一つにこの第44条が生かされた、こんな制度がありますよと、医療費の免除だとか、保険の減免だとかという制度があるので相談に来てくださいというその一言があるとないとでは随分違うと思います。それなら俺も行ってもいいのかと、私も行ってもいいのだろうかと、そういうふうになると思いますので、そのあたりをお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。
- 〇議長(古田聖人君) 服部住民福祉部長。
- 〇住民福祉部長(服部敦美君) お答えします。

現在もホームページとかには、そういうものがあるということはお知らせとして載せておりますが、今、議員さん言われましたように、相談に行きにくいということもあるかとは思いますので、今後、そういう方法も検討していきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ぜひ検討をし、実行に移して、寄り添うということはそういう意味もあるのではないかと思いますので、もちろん税務課もあわせてだと思いますけど、お願いをしたいと思います。それで全部解決するわけじゃないことは間違いないんですけれども、それでも歩を一歩近づけていくための努力も必要だと思いますので、お願いをいたします。

そして次なんですが、これはことしの終わりのころに、来年度の県に納める納付額が決まってくるんですが、笠松町は、さっき言いましたように、1人当たりが39万円ぐらいでしたか、非常に岐阜県下の中では高い医療費ではないかと思いますが、その辺を参酌されるのではないかと思いますが、どうなんでしょう。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 当然、今、岐阜県の中で試算をいろいろやっていて、それぞれの状況も 違いますから、そういうのも含めた中でいろんな試算をしていると思います。それが10月、11 月ごろに試算の案が流れてくると思いますから、そういうときに、判断をしなきゃならないと きに来ると思います。今おっしゃったように、県下で3番目ぐらいの高い医療費ですから、当

然保険料にはね返ってくることは間違いありませんので、その辺のことも試算が来てからまた 判断をしなければ、今、想像で言うわけにもまいりません。多分、想像すれば大体これくらい かなということはわかるかもしれませんが、それはやっぱり正式に試算が来たときに、今度は 議員の皆さんや国保運営協議会の中で議論しながら、笠松町にとってどういう対応がいいのか を議論していきたいと思っています。

そういう意味で、今より高くなる安くなるというのは、まだそういう判断もできませんから、 そういうことも含めて、もう少しお待ちいただければ的確に情報が流せるんではないかと思っ ています。

〔10番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) いわゆる、こうした滞納した分とか、集められなかった分も、基本的にはそれぞれの自治体で受けて上納していくことになるでしょうね。その点はそういうふうですか。
- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) いわゆる県からはそういう割り振りで、保険料はこれだけですといった 分は町村の責任できちっと対応することになっていますから、当然そういうことで、滞納や、 あるいはその額が集まらなかった場合は町としての責任が出てくると思います。それがないよ うに皆さんと保険料を、健全な運営ができるようにしていくことが責務でありますから、これ からの仕事だと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ぜひともその健全な運営をするためにも、滞納者やそういう人が少なくなることが一番大事だと思いますので、ぜひ考慮していただきたいと思いますし、それによって相談する方がふえてくれば、それなりの成果につながっていくと思います。

それから、先ほど尾関議員からも歯のことで質問がありましたが、それで医療費が少なくなるのなら本当にいいことだと思いますし、今、この年になりますと、やはり8020運動の大切さを身にしみておりますけれど、ぜひ町民みんなの医療費を下げていく意味でも、運動にしていけるといいなということを私も思いますので、その点も考えながら、ぜひとも国保の運営、よろしくお願いいたします。

ただ、これまでは町長さんの意向によって、税額の中で繰越分で埋めるとか、一般財源で埋めていくような話もあったりしたんですが、これからそのことが大変難しくなるのではないかと思いますが、それはどうでしょうか。

〇議長(古田聖人君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 当然そうだと思います。国保に関しての医療費の補填というのを一般財源からするということは、財政の公平性からいっても国保だけにというのはやっぱり問題もあると思います。当然、今言われたいろんな制度を適用しながら、どなたでも公平に対応ができるようにすることが国保の健全運営の大きな仕事だと思いますから、そういうことも見据えて対応を進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 国保についてはありがとうございました。また年度末に近いころに納付額が決まって、皆さんに諮っていくことになりますし、でも、ことしは何とか去年のままの税率で運営していただけるということではありがたいと思っております。

それでは次に、防災の関係ですが、今のこの補助額はずっと変わっていないということかど うか、その点、もう一遍お願いします。

- 〇議長(古田聖人君) 岩越総務部長。
- ○総務部長(岩越 誠君) 基準額については変わっておりません。補助率が変わったことによって補助額が自動的に変わったということになります。第3条での規定がそれになります。

〔10番議員挙手〕

- ○議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) 100分の30と3分の1とではどっちが多いんでしょうか。10分の3だから少し減らされているんですよね。それから、最高限度額が、ブロックの塀を除去した場合は10万円が上限ですね、生け垣をつくった場合には4万円が限度額になっているようですけれど、この点では、今の物価との関係ではどうでしょうか、検討されたことはありますか、お尋ねします。
- 〇議長(古田聖人君) 岩越総務部長。
- ○総務部長(岩越 誠君) 標準的な金額がその当時の金額で算出されておると思いますので、 それ以降、単価について調査研究はしておりませんので、詳細についてはわからないというこ とになりますが、工事方法によってもやはり単価が変わってくるということが想定されますし、 ブロック塀を除去して生け垣にかえる要因が、例えばリフォームであったり、単純にブロック 塀だけを低くされるとかいうことによっても単価というのが変わってくるという前提がござい ますので、現状に至っておるということです。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) この要綱ですが、どこの自治体にもできているということではないし、標準かどうかというのも、今の状況等でわかりませんが、昭和59年から60年としても随分たっ

ているわけですので、一度見直しをしてみるべきではなかろうかというのは一点思いますが、 その点はどうでしょうか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 今、部長から答弁させていただいたように、昭和58年にできて以来、検証はしておりませんので、その点、それが十分なのか、いやこれでいいのかということも含めて検証はしてみたいと思います。それが結果はどうであろうと、もう一回、やはり20年たっていますから、検証することはいいことだと思っています。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ぜひお願いいたします。

と同時に、自主防災訓練の場合にこういう危険箇所を点検するということだとか、私は本当に一番身近な防災の訓練をやるべきだと思うのですが、長池の場合ですけれど、どこどこに集まるような形で、勝手にみんな好きなようにそこの場所へ集まる。そういうわけで、通学路はともあれ、避難路などというのは余り身についておりません。もっと身近なところから、それこそ多くの皆さん、さっき言われましたように、小学生から4世代で皆さんが出てくださり、みんなで防災についての意識を高めていくような方法の防災訓練をすべきではなかろうかということを思うんですが、どうでしょう、そういうことで調査されたことはありますか。例えば自分の避難路はどこかわかっている人なんていうのは。多分私自体は、まだ自分の身についておりませんが、そういう点でも一度、自主防災会とその辺の危険箇所の点検なども含めてやってほしいなと思うし、せめて町として避難路と通学路で、この生け垣とかブロック塀とかについても含めて点検する機会を、手間暇かかることですので、自主防災会とともにで結構だと思いますけど、ぜひやってみられることって大事だと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 先ほど答弁させていただいたように、一度自主防災会会長、それから町内会長会議が数日後にありますので、そういうのも含めて、まず避難するときの要素として、そういうことも含めて一回訓練をしていただきたいというお願いはしてみたいと思います。

それと同時に、今までの避難誘導訓練というのは、おっしゃったとおり、どこかへ集まって そこから来るというのが多いようでありますので、そういうことも説明をしながら、こういう 意識も持っていただくことから始めないといけないと思いますから、それはお願いはできると 思いますから、やってみたいと思います。

〔10番議員挙手〕

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) ぜひそれをお願いいたします。

その次に、ふるさと納税についてですが、私ごとですが、読書サークル協議会の笠松ふるさとかるたも返礼品の一品に入れていただくことができまして、まだ何も来てはおりませんけれども、年末にかけて楽しみにしていきたいと思っております。

それで、まず50件ぐらいの品目は3割を超えているということだとかあるようですが、この 笠松の業者の皆さんも本当に生かされているし、笠松にとってはありがたいことに町民バスの 2台も購入でき、もう1台、何とか町民バスの古いほうも早く低床バスに変えたいと思うと、このふるさと納税に期待したいと思うところですけれど、その業者の皆さんとの話し合いをいっごろ持たれるのか、現在はそのまま、今までどおりでふるさと納税の方には返礼されていらっしゃるのか、その辺をお願いいたします。

〇議長(古田聖人君) 広江町長。

○町長(広江正明君) 今、答弁させていただいたように、42の事業所で71の品目をやらせていただいております。これはパートナー事業としての協力をしていただいていることですから、これはふるさと納税という名前だけではなくて、やはり私どもの笠松町の地域の活性化や、あるいは地域の活性化の課題として受けとめてやらせていただいていましたから、そういう点では成果があったと思います。ただ、いつまでも30%以上で50%のままではまずいと思いますし、まずい理由の一つが、何かの機会で選ばれて全国のふるさと納税の適正な運営をする自治体連合に入っていますから、そこに入っている自治体が対応していないこともやっぱりまずいですから、できればことしじゅうにそういう相談をパートナー事業の皆さんとしながら、国からも、あるいは全国からも今注目されているふるさと納税額の3割程度というのを含めて適切な時期に対応を進めていきたいと思っています。それが、やはりふるさと納税で多くの皆さんから寄せられた笠松町に対する、今までいただいた期待に添えることになると思いますから、努力をしていきたいと思っています。

[10番議員举手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- **〇10番(長野恒美君)** その会合を開かれるとき、ぜひこのパートナー業者の皆さんも一緒の中で考えていただけるような体制でやってほしいと思いますが、どうでしょうか。
- 〇議長(古田聖人君) 広江町長。
- ○町長(広江正明君) 当然そういう体制の中でやらないと、我々が勝手に決めるわけではありませんから、了解を得てそういうことのスタートをしたい。ただ、ポイント制ですので、ポイントでやると5割になる部分があるんですが、ポイントを変えれば3割になりますので、それは我々の対応の中でできると思います。そういうことをきちっとやっていくよということを全部のパートナーの皆さんにお知らせをしながら体制づくりをしていきたいと思いますので、その辺のことは皆さんにも御理解いただけるんではないかと思っております。

[10番議員挙手]

- 〇議長(古田聖人君) 10番 長野議員。
- **〇10番(長野恒美君)** いろいろ質問しましたが、どうぞいろいろとお忙しい中の仕事の一つになるとは思いますけれども、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- ○議長(古田聖人君) これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長(古田聖人君) 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時19分